

報 廣 売 公

売却区分番号

多 1

【問い合わせ先】

多治見市役所税務課収納グループ

〒507-8787

多治見市音羽町 1 丁目 233 番地 駅北庁舎 2 階

電話 0572-22-1111（内線 2283、2284）

ホームページ

https://www.city.tajimi.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/1006861/1005376.html



期間公売のご案内

1 公売保証金の提供等

公売保証金が必要になります。期間入札に係る入札の満了までに、多治見市長が指定した下記振込先口座に、銀行振込で提供していただきます。

入札の際に「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の提出をお願いします。

【振込先口座】

1. 金融機関名 トウワシヨウキン ホンセンイデ ヨブ
東濃信用金庫 本店営業部
2. 口座種別 当座預金
3. 口座番号 0600300
4. 口座名義人 タジミシカイサリシヤ ヤマト ゲンタロウ
多治見市会計管理者 山本 元太郎

売却決定者以外の方には、後日「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載の口座へ保証金を返還します。

2 入札の場所・方法

【場所（郵送先）】

多治見市音羽町1丁目233番地 多治見市役所駅北庁舎 2階税務課

【方法】

窓口へ持参又は郵送

3 公売保証金額

300,000 円

4 見積価額

2,537,000 円

5 公売の期間

令和8年10月13日 午前9時から 令和8年10月19日 午後2時まで

6 開札日時及び場所

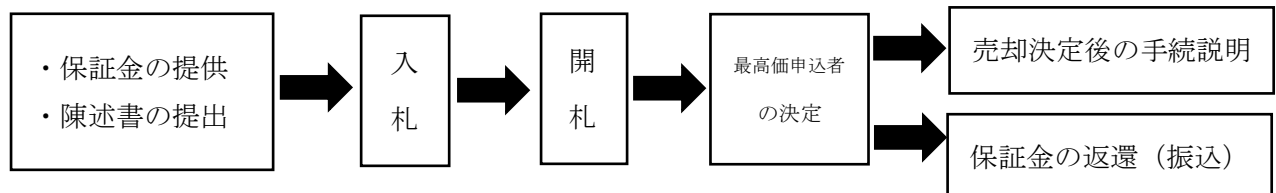
以下の日時、場所にて開札しますので、開札の立会を希望される入札者は、開札時間までにお越しください。

日時：令和8年10月22日 午前10時
場所：多治見市役所駅北庁舎 2階税務課

7 売却決定日時及び買受代金の納付期限

売却決定日時	令和8年11月12日 午前10時
買受代金納付期限	令和8年11月20日 午後2時

8 公売の流れ



9 最高価申込者が複数人であった場合の再入札日程

公売日時	再入札期間	令和8年10月22日 午前11時 から 令和8年10月28日 午後2時 まで
	再開札日	令和8年11月2日 午前10時
公売の場所	多治見市役所駅北庁舎 2階税務課（多治見市音羽町1丁目233番地） ※定められた様式により、郵送又は窓口提出による入札に限る	
公売の方法	期間入札	
売却決定の日時	令和8年11月20日 午前10時	
売却決定の場所	多治見市役所駅北庁舎 2階税務課（多治見市音羽町1丁目233番地）	
買受代金の納付期限	令和8年11月27日 午後2時	

10 入札に必要なもの（窓口）

①	身分証	本人確認のため入札者（代理人が入札手続きを行う場合は、代理人本人）の運転免許証等公的機関発行の証明書等をお持ちください。
②	公売保証金振込通知書兼払渡請求書	事前に口座振込し、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に必要事項をご記入ください。
③	委任状	代理人が入札する場合のみ
④	陳述書	個人で参加される方・・・陳述書（個人用） 法人で参加される方・・・陳述書（法人用）及び入札者である法人の役員に関する事項
⑤	商業登記簿の写し	※法人で参加される場合のみ
⑥	指定許認可等を受けていることを証する書類の写し	※以下の指定許認可等を受けている場合のみ （１） 宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者 （２） 債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者

11 入札に必要なもの（郵送）

①	身分証の写し	本人確認のため入札者（代理人が入札手続きを行う場合は、代理人本人）の運転免許証等公的機関発行の証明書等を同封ください。
②	公売保証金振込通知書兼払渡請求書	事前に口座振込し、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に必要事項をご記入ください。
③	入札書	公売保証金の入金後に作成したもの。 <u>他の様式とは別に封緘したうえで同封願います。</u>
④	委任状	代理人が入札する場合のみ
⑤	陳述書	個人で参加される方・・・陳述書（個人用） 法人で参加される方・・・陳述書（法人用）及び入札者である法人の役員に関する事項
⑥	商業登記簿の写し	※法人で参加される場合のみ
⑦	指定許認可等を受けていることを証する書類の写し	※以下の指定許認可等を受けている場合のみ （１） 宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者 （２） 債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者

※各様式の記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

提出後の訂正はできませんので、各様式の注意事項をよく読み記載してください。

公売財産の表示 (公売財産の名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容その他)	
売却区分番号	多 1
登記簿の表示	所 在 多治見市明和町 3 丁目 地 番 1 番 18 地 目 宅地 地 積 297.39 平方メートル
公法上の規制	・市街化区域、第 2 種低層住居専用地域（指定建ぺい率 60%、指定容積率 150%） ・建築基準法 22 条区域 居住誘導区域
接道状況	・南東側が市道 614111 号（現況幅員約 6m、舗装）に等高から約 0.3m 程度高く接面し、北東側が市道 614107 号（現況幅員約 6m、舗装）に等高から約 1.5m 程度高く接面する角地。
地番・地勢	・南東間口約 13.5m、北東間口約 21m 程度の略台形地。実測地積は 297.39 m²。 ・近隣地域の標準的な一般住宅の画地と比較して概ね標準の範囲。 ・東側部分が概ね平坦地勢であるも、西側及び北側部分は、隣接地及び市道との高低差の関係から法地となる現況宅地であり、実質平坦部分は概測で約 200 m²程度。 ・法地は擁壁等は未工作で粗造成後の法地。 ・南側隣接地（地番 1 番 19）とは概ね等高に接面。西側隣接地（地番 1 番 22）が市道に対し約 0.5 m²程度低く接面しているため、当該隣接地と対象公売財産との高低差は約 2m 程度。 ・公売財産は現況空地であるが、過去に戸建住宅が存した履歴があり、公売財産のうち平坦部分については、一般住宅等を建築するにあたっての地耐力は概ねあるものとされるも詳細は不明。公売財産の北側及び西部分は、養生がされていない法地であるため、その付近の地耐力等は未知数。
使用状況等	・使用なし
対象物件の状況	・物件は建っていない ・南側隣接地（地番 1 番 19）の北東端に NTT の電柱が建つが、その支線が対象公売財産内に存するほか、対象公売財産の北側市道をはさんだ地番 1 番 7 の土地の西端に立つ電柱の支線が対象公売財産の西側の法地中央部分まで伸長。 ・対象公売財産の上空には電線が南東から北西にかけて横断。対象公売財産の北東角付近にごみ収集箇所が存在。
供給処理施設	・上水道：接面市道 614111 号沿いに本管 100mm が埋設整備済みだが、過去に上水道の廃止手続きがされており、対象公売財産へは、自費での引込工事が必要で、利用にあたっては分担金が必要。 ・下水道：接面市道 614111 号に本管 200mm が埋設整備済みで、対象公売財産へ 150mm の引込があるため、受益者負担金は不要。 ・都市ガス：接面市道 614111 号沿いに整備済。
交通、最寄駅等	JR 太多線「根本駅」1.2 k m、JR 中央本線「多治見駅」4.4 k m、バロー根本店 1.6 k m、北栄小学校 1.0 km、多治見市役所（駅北庁舎）4.2 k m ※いずれも道路距離
注意事項	・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、多治見市は関係資料を提供できません。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、多治見市は担保責任を負いません。 ・多治見市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、不動産内にある動産の取扱いなどは、すべて買受人の責任において行うこと

	となります。 ・土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議をしてください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・図面は現況と異なる場合があります。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・権利移転及び危険負担移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付された時です ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵便料等）は買受人の負担になります。
--	---



物件の写真



公売財産（北東より）



公売財産（北西より）

（撮影日：令和8年8月19日）

物件の写真



公売財産（南西より）



公売財産（南東より）

（撮影日：令和8年8月19日）

買受人の資格その他の要件	地方税法がその滞納処分の特例とする国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項に該当する者は、買受人となることはできません。
陳述書等の提出について	・入札しようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札させた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。
最高価申込者が複数人であった場合の再入札及び日程	2 ページ『9 最高価申込者が複数人であった場合の再入札日程』に記載のとおり
その他の事項	1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第 92 条に規定する者、または第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2 公売保証金の提供及び買受代金の納付は銀行振込によるものとします。 3 公売保証金の提供後でなければ入札できません。最高価申込者でない方には、後日振込にて返金致します。 4 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。 5 入札価額を訂正したものは無効として取扱います。 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。 7 開札後、最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、同価の者が別日に追加入札を行い、最高価申込者を決定します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 8 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者で入札書にて希望された者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第 104 条の 2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、最高価申込者の決定後郵送にて行います。 9 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。 10 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。 11 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。 12 市は公売について瑕疵担保責任を負いません。 13 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書（登録免許税法第 23 条）を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものも売却決定の日時までに完了してください。 14 上記 13 については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに令和 8 年 11 月 12 日までに提出してください。 15 公売公告の内容は、多治見市役所税務課で閲覧できます。 16 公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記 15 の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。